

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【公開番号】特開2014-21903(P2014-21903A)

【公開日】平成26年2月3日(2014.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2014-006

【出願番号】特願2012-162588(P2012-162588)

【国際特許分類】

G 06 F 9/445 (2006.01)

【F I】

G 06 F 9/06 6 1 0 K

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月10日(2014.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の近距離無線通信端末(2)と第2の近距離無線通信端末(3)とが所定の連携アプリケーションを起動して所定のプロトコルにおける通信を接続することで連携してサービスを提供する近距離無線通信システムにおいて、

前記第2の近距離無線通信端末(3)側に設けられ、前記第1の近距離無線通信端末(2)が当該第2の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションに対する認証を行うのに必要な認証情報を記憶する認証情報記憶手段(28)と、

前記第1の近距離無線通信端末(2)側に設けられ、前記認証情報記憶手段(28)に記憶されている前記認証情報を取得する認証情報取得手段(14)と、

前記第1の近距離無線通信端末(2)側に設けられ、前記所定の連携アプリケーションが前記第2近距離無線通信端末(3)にて起動される前に、前記認証情報取得手段(14)により取得された前記認証情報としてUUVIDを特定し、その特定したUUVIDを参照して当該第2の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションを特定する認証を行う制御手段(6)と、

前記第2の近距離無線通信端末(3)側に設けられ、連携アプリケーションを特定可能な連携アプリケーション情報を記憶する連携アプリケーション情報記憶手段(28)と、

前記第1の近距離無線通信端末(2)側に設けられ、前記連携アプリケーション情報記憶手段(28)に記憶されている前記連携アプリケーション情報を取得する連携アプリケーション情報取得手段(14)と、を備え、

前記制御手段(6)は、前記認証を行った後に、前記連携アプリケーション情報取得手段(14)により取得された前記連携アプリケーション情報により特定される前記連携アプリケーションを起動することを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項2】

請求項1に記載した近距離無線通信システムにおいて、

前記第1の近距離無線通信端末(2)は、ユーザが携帯可能な携帯通信端末であり、

前記第2の近距離無線通信端末(3)は、車両に搭載されている車両用機器であり、

車両側に設けられ、ユーザが乗車しようとしているか否かを判定する判定手段(6)を備え、

前記制御手段(6)は、ユーザが乗車しようとしていると前記判定手段(6)により判

定された場合に、前記認証を行うことを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項 3】

ユーザが携帯可能な携帯通信端末である第1の近距離無線通信端末(2)と車両に搭載されている車両用機器である第2の近距離無線通信端末(3)とが所定の連携アプリケーションを起動して所定のプロトコルにおける通信を接続することで連携してサービスを提供する近距離無線通信システムにおいて、

前記第2の近距離無線通信端末(3)側に設けられ、前記第1の近距離無線通信端末(2)が当該第2の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションに対する認証を行うのに必要な認証情報を記憶する認証情報記憶手段(28)と、

前記第1の近距離無線通信端末(2)側に設けられ、前記認証情報記憶手段(28)に記憶されている前記認証情報を取得する認証情報取得手段(14)と、

前記第1の近距離無線通信端末(2)側に設けられ、前記所定の連携アプリケーションが前記第2近距離無線通信端末(3)にて起動される前に、前記認証情報取得手段(14)により取得された前記認証情報をとしてUUIDを特定し、その特定したUUIDを参照して当該第2の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションを特定する認証を行う制御手段(6)と、

車両側に設けられ、ユーザが乗車しようとしているか否かを判定する判定手段(6)と、を備え、

前記制御手段(6)は、ユーザが乗車しようとしていると前記判定手段(6)により判定された場合に、前記認証を行うことを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項 4】

請求項2又は3に記載した近距離無線通信システムにおいて、

前記車両側に設けられ、小電力無線通信を行う車両側小電力無線通信手段(29)を備え、

前記携帯通信端末に設けられ、小電力無線通信を行う端末側小電力無線通信手段(14)を備え、

前記判定手段(6)は、前記車両側小電力無線通信手段(29)と前記端末側小電力無線通信手段(14)とが両者の間で小電力無線通信を開始したと判定することで、ユーザが乗車しようとしていると判定することを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項 5】

請求項4に記載した近距離無線通信システムにおいて、

前記車両側小電力無線通信手段(29)は、車両のドアノブの近傍に設けられていることを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項 6】

請求項1から5の何れか一項に記載した近距離無線通信システムにおいて、

前記制御手段(6)は、前記所定の連携アプリケーションが前記第2近距離無線通信端末(3)にて起動された後に、当該所定の連携アプリケーションが第1の近距離無線通信端末(2)にて起動されていない場合には、当該所定の連携アプリケーションを起動することを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項 7】

請求項1から6の何れか一項に記載した近距離無線通信システムにおいて、

前記制御手段(6)は、前記所定のプロトコルの接続先を前記所定の連携アプリケーションに設定することで、当該所定のプロトコルにおける通信を接続することを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項 8】

請求項1から6の何れか一項に記載した近距離無線通信システムにおいて、

前記制御手段(6)は、前記所定のプロトコルのセッションの接続先を前記所定の連携アプリケーションに設定することで、当該所定のプロトコルにおける通信を接続することを特徴とする近距離無線通信システム。

【請求項 9】

所定の連携アプリケーションを起動して所定のプロトコルを別の近距離無線通信端末(3)との間で接続することで連携してサービスを提供する近距離無線通信端末において、

前記別の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションに対する認証を行うのに必要な当該別の近距離無線通信端末(3)に記憶されている認証情報を取得する認証情報取得手段(14)と、

前記所定の連携アプリケーションが前記別の近距離無線通信端末(3)にて起動される前に、前記認証情報取得手段(14)により取得された前記認証情報としてUUUDを特定し、その特定したUUUDを参照して当該別の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションを特定する認証を行う制御手段(6)と、

前記別の近距離無線通信端末(3)側に記憶されている連携アプリケーション情報を取得する連携アプリケーション情報取得手段(14)と、を備え、

前記制御手段(6)は、前記認証を行った後に、前記連携アプリケーション情報取得手段(14)により取得された前記連携アプリケーション情報により特定される前記連携アプリケーションを起動することを特徴とする近距離無線通信端末。

【請求項10】

ユーザが携帯可能な携帯通信端末であり、所定の連携アプリケーションを起動して所定のプロトコルを車両に搭載されている車両用機器である別の近距離無線通信端末(3)との間で接続することで連携してサービスを提供する近距離無線通信端末において、

前記別の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションに対する認証を行うのに必要な当該別の近距離無線通信端末(3)に記憶されている認証情報を取得する認証情報取得手段(14)と、

前記所定の連携アプリケーションが前記別の近距離無線通信端末(3)にて起動される前に、前記認証情報取得手段(14)により取得された前記認証情報としてUUUDを特定し、その特定したUUUDを参照して当該別の近距離無線通信端末(3)に登録されているアプリケーションを特定する認証を行う制御手段(6)と、を備え、

前記制御手段(6)は、ユーザが乗車しようとしていると車両側に設けられた前記判定手段(6)により判定された場合に、前記認証を行うことを特徴とする近距離無線通信端末。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1に記載した発明によれば、第2の近距離無線通信端末側において、認証情報記憶手段には、第1の近距離無線通信端末が当該第2の近距離無線通信端末に登録されているアプリケーションに対する認証を行うのに必要な認証情報が記憶されている。第1の近距離無線通信端末側において、制御手段は、所定の連携アプリケーションが第2近距離無線通信端末にて起動される前に、認証情報取得手段により取得された認証情報としてUUUDを特定し、その特定したUUUDに基づいて当該第2の近距離無線通信端末に登録されているアプリケーションを特定する認証を行う。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このように所定の連携アプリケーションが第2の近距離無線通信端末にて起動される前に、第2の近距離無線通信端末に登録されているアプリケーションを特定する認証を行うようにした。これにより、所定の連携アプリケーションが第2の近距離無線通信端末にて

起動された後では、第2の近距離無線通信端末に登録されているアプリケーションに対する認証を済ませているので、その認証を省くことができる。その結果、所定の連携アプリケーションが第2の近距離無線通信端末にて起動されてから当該所定の連携アプリケーションで使用する所定のプロトコルにおける通信を速やかに接続することができる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

又、第2の近距離無線通信端末側において、連携アプリケーション情報記憶手段には、連携アプリケーションを示す連携アプリケーション情報が記憶されている。第1の近距離無線通信端末側において、制御手段は、連携アプリケーション情報が連携アプリケーション情報取得手段により取得されると、認証を行った後に、連携アプリケーション情報により特定される連携アプリケーションを起動する。